

静岡産業大学図書館規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、静岡産業大学学則第50条（図書館）第2項の規定に基づき、図書館に関し、必要な事項を定める。

(図書館)

第2条 図書館は、図書館資料の収集、整理、保存、閲覧及び調査を司り、教職員、学生及び一般利用者の調査、研究並びに教育に資することを目的とする。

- 2 図書館資料とは、図書、学術雑誌、新聞、視聴覚資料及びその他の研究と教育に必要なものをいう。
- 3 図書館の利用については、別に定める。

(図書館長・副館長)

第3条 図書館に図書館長をおく。また、図書館副館長をおくことができる。

- 2 図書館長は、図書館の管理と運営を統括する。
- 3 図書館長は、図書館の最高責任者として大学の研究・教育において図書館の果たすべき役割を十分認識し、将来構想を踏まえた管理と運営を行い、学長及び学部長を補佐する。
- 4 図書館副館長は、図書館長を補佐する。
- 5 図書館副館長は、図書館長の所属する学部以外の学部におくものとする。
- 6 図書館長及び図書館副館長の選任については、別に定める。

(図書館運営委員会)

第4条 図書館の管理と運営に関する重要事項を審議するため、全学図書館運営委員会及び各学部図書館運営委員会をおく。

- 2 全学図書館運営委員会及び各学部図書館運営委員会に関する規程は、別に定める。

(相互協力)

第5条 図書館は、学内外の図書館資料を取り扱う組織と相互協力を行うことができる。

(図書館資料の受贈)

第6条 図書館は、図書館資料の寄贈を受けることができる。

- 2 受贈した図書館資料は、図書館所蔵の既存資料と同一に扱うものとする。

(美術館)

第7条 図書館に「浦田周社木版画美術館」（以下「美術館」という。）を置く。

- 2 美術館の運営に関して必要な事項は別に定める。

(改正)

第8条 この規程の改正は、大学協議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月16日改正）

この規則（静岡産業大学国際情報学部の設置等に伴う関係規則及び規程の整備に関する規則）は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成28年5月20日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。